

【公布された条例等のあらまし】

会計年度任用職員の任用等に関する規則（規則第二十四号）

- 一 知事部局等における会計年度任用職員の任用等に関し、必要な事項を定めることとした。
- 二 会計年度任用職員の職の区分及び職務の内容について定めることとした。
- 三 会計年度任用職員の任用方法について定めることとした。
- 四 その他所要の規定を設けることとした。
- 五 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、六については、公布の日から施行することとした。
- 六 会計年度任用職員の任用その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができることとした。
 - 一 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（規則第二十五号）
 - 二 会計年度任用職員に適用する各給料表の適用範囲並びに等級別職務区分表及び初任給基準表を定めることとした。
 - 三 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
 - 四 パートタイム会計年度任用職員の初任給の調整及び特殊勤務に係る報酬、期末手当並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることとした。
 - 五 その他所要の規定を設けることとした。
- 六 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。